別表第二号の四　［略］ ［１枚目～３枚目略］ ４枚目（地球局（ＶＳＡＴ地球局又は設備規則第49条の23の８に規定する地球局に限る。）、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、第49条の23の５、第49条の23の６、第49条の23の７、第49条の23の８、第49条の24の２及び第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表略］ ５枚目（地球局（ＶＳＡＴ地球局又は設備規則第49条の23の８に規定する地球局に限る。）、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、第49条の23の５、第49条の23の６、第49条の23の７、第49条の23の８、第49条の24の２及び第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表略］ ［注略］	**別表第二号の四**　［同左］ ［１枚目～３枚目同左］ ４枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、第49条の23の５、49条の23の６、第49条の24の２及び第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表同左］ ５枚目（ＶＳＡＴ地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の４、第49条の23の５、第49条の23の６、第49条の24の２及び第49条の24の３に規定する携帯移動地球局の場合に限る。） ［表同左］ ［注同左］
別表第三号の五　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［略］ ［１～３　略］ ［注１～３　略］ ４　２の欄は、次によること。 ［(1)～(4)　略］ (5)　⑤の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。 ［ア　略］ イ　特定地球局にあつては、無線設備の設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。 ウ　［略］ ［(6)・(7)　略］ ［５・６　略］	**別表第三号の五**　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号及び第３号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［同左］ ［１～３　同左］ ［注１～３　同左］ ４　［同左］ ［(1)～(4)　同左］ (5)　［同左］ ［ア　同左］ ［新設］ イ　［同左］ ［(6)・(7)　同左］ ［５・６　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。